

[標準様式]

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	はりまや橋観光バスターミナル駐車料金の減免	
根 拠 法 令 及 び 条 項	はりまや橋観光バスターミナル条例第 17 条	
整 理 番 号	H20 条例 86-4	
所 管 課	商工観光部観光企画課	
審 査 基 準	基 準	<p>1 高知市, 高知市教育委員会又は条例第 4 条第 1 項に規定する指定管理者が主催する事業に参加する者が使用する場合であって, 市長が必要と認めるとき。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか, 公益上その他特別の事由があると市長が認めるとき。</p>
	関 係 条 項	<p>「はりまや橋観光バスターミナル条例」 (バスターミナルの管理等)</p> <p>第 4 条 市長は, バスターミナルの管理を, 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき市長が指定する者 (以下「指定管理者」という。) に行わせることができる。</p> <p>(駐車料金の減免)</p> <p>第 17 条 市長は, 公益上その他特別の事由があると認めるときは, 駐車料金を減免することができる。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 27 年 1 月 15 日設定
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	申請の日から起算して, 7 日以内。
	内 訳	経由機関 なし 協議機関 なし 処分機関 7 日以内
	設 定 等 年 月 日	平成 27 年 1 月 15 日設定
備 考		